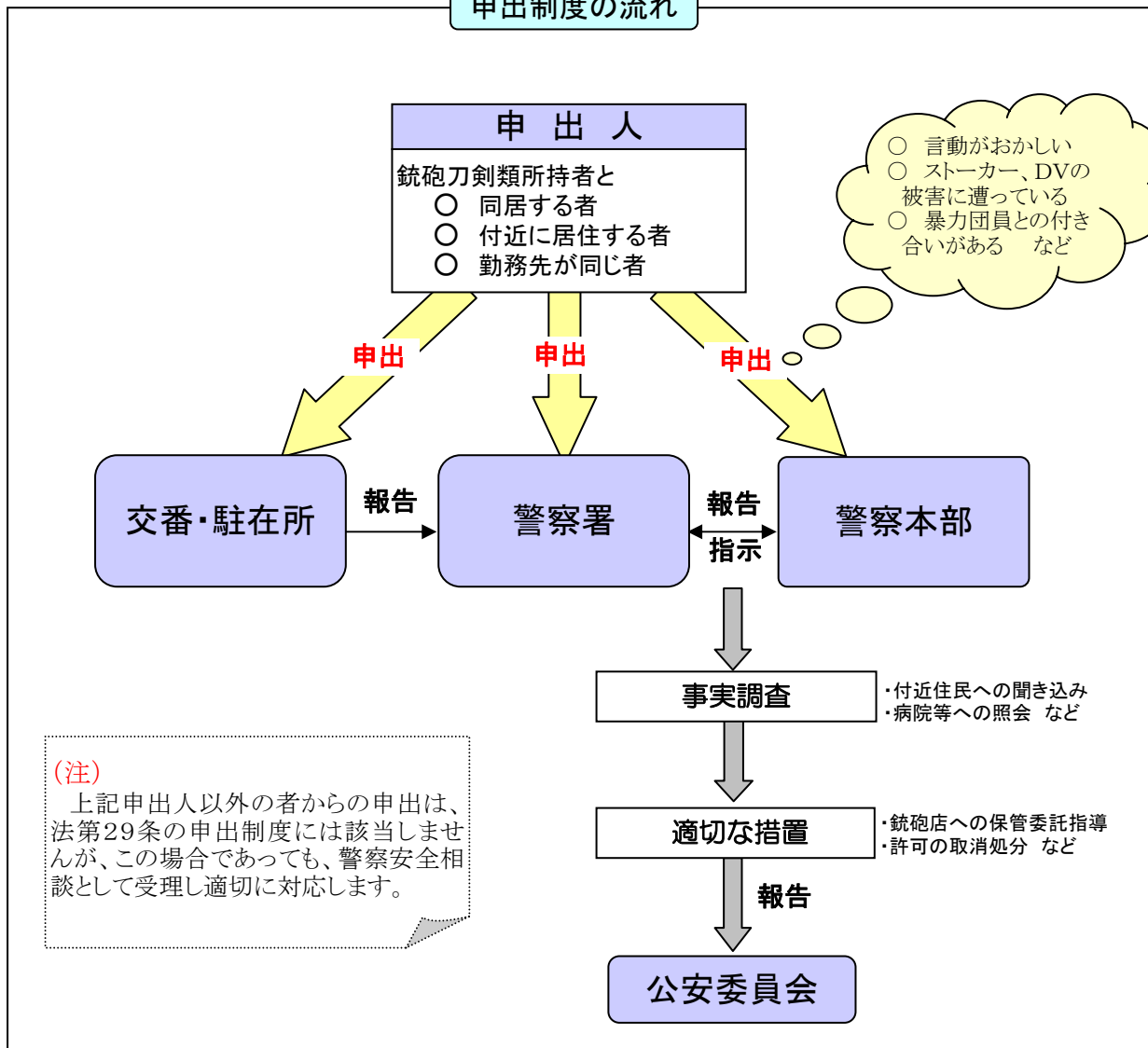


公安委員会に対する申出制度（法第29条）

規定の概要

- 銃砲刀剣類の所持者と同居する者、付近に居住する者又は勤務先が同じ者は、所持者の言動などから、当該銃砲刀剣類により、他人の生命、身体又は財産等害し、又は所持者が自殺をするおそれがあると思料するときは、公安委員会（警察）に対し、その旨を申し出ることができる。
- 公安委員会は、申出があったときは、必要な調査を行い、申出の内容が事実であると認めるときは、適切な措置を執らなければならない。

申出制度の流れ



参考事項

- **申出の方法**
文書、口頭、メール、FAX等により申し出ることができます。
- **申出の受付**
申出は、警察本部、警察署のほか、交番、駐在所等においても受け付けます。